

平成30年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月4日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 教育長 | 小川浩子君 |
| 会計管理者
兼会計課長 | 橋本民夫君 | 総務課長 | 高林伸栄君 |
| 企画財政課長 | 益子雅浩君 | 税務課長 | 小松重隆君 |
| 住民課長 | 薄井桂子君 | 生活環境課長 | 大武勝君 |

健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 農事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付されたとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、益子純恵さん、6番、小川正典君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告いたします。前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細はお手元に配付された報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

6月19日、栃木県町村議会議長会、第1回議長会議・議長研修会が、宇都宮市のニューみくらで開催されました。研修会に引き続き、議長会議において、任期満了に伴う役員改選があり、議長会の会長には塩谷町の齋藤定男議長が、副会長には益子町の高野美晴議長と高根沢町の齋藤武男議長が就任いたしました。

7月5日、新幹線那須塩原駅関連道路整備促進期成同盟会総会が、那須塩原市のいきいきふれあいセンターで開催されました。関係市町により一般国道294号線等の整備促進について、目的達成のため必要な活動等を行うことを確認しました。

7月31日、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が行われ、町議会からは正副議長と総務産業常任委員長が同席いたしました。早期に交通環境改善が図られるよう、小川地区交差点の整備等を要望いたしました。

8月2日、石川県津幡町議会の議会広報調査特別委員会が、行政視察で来町されました。視察の目的は、当町議会の議会広報モニターの取り組みについてでありました。議会広報特別委員会の委員と私が出席し、説明に続き、情報交換を行いました。当町議会においても有意義な視察受け入れとなりました。

8月31日、交通事故抑止対策町民の集いが、馬頭総合福祉センターで開催されました。那珂川警察署石井交通課長の交通安全啓発講話も行われました。これから秋の交通安全県民総

ぐるみ運動が実施されますが、栃木県では、子供や高齢者に優しいスリーエス運動の推進、夜間走行中の原則ハイビームの徹底を重点目標としています。期間中に限らず、車の運転中は常に心がけていただくようお願いいたします。

次に、6月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況については、お手元に配付してある資料のとおりであり、その概要について報告いたします。

6月25日に総務産業常任委員会、同27日、教育民生常任委員会において、所管事務調査を実施しました。

次に、議会広報特別委員会については、議会だより臨時号及び第52号の編集等のため、4回開催いたしました。

議会運営委員会については、先例集の一部改正及び議会報告会の開催についての協議のため、2回開催いたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

平成30年第4回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

現在、台風21号が四国・近畿地方に急接近をいたしておりますが、まず、7月に起きた西日本を中心とした豪雨被害は平成最悪の災害となり、また、たび重なる台風や局地的集中豪雨等によりまして被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

ことしの夏は異常な暑さが世界各地で続き、熱波や干ばつによる森林火災の発生など、過去に例を見ないような異常気象となりました。日本国内でも、埼玉県越谷市で7月23日に41.1度と観測史上最も高い気温になるなど、各地で猛烈な暑さとなりました。

先週、8月30日の下野新聞に掲載され、ごらんになられたかと思いますが、県総合政策課が、県内における市町の人口の社会動態を公表した記事であります。社会動態とは、転入か

ら転出を差し引いたものですが、県内の10の市町で転出超過数があり、那珂川町を含めた県東部と県西部の市町の多くで人口流出がとまらない実態が浮き彫りとなりました。転入増の8市町は、東北新幹線やJR駅の停車駅があるなど交通の便がよいという地理的優位性が主要な要因になっていると思いますが、一方で、地方創生に向けた移住定住施策の展開も明暗を分けたのではないかと、今回数値を公表した県総合政策課では分析をしています。

町といたしましては、第2次那珂川町総合振興計画並びに那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、移住定住促進を基本目標に定めており、喫緊の政策課題であると認識をいたしております。

今後も引き続き、スピード感と危機感を持ってさまざまな施策を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、6月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

6月6日、株式会社下野新聞社創刊140周年記念の式典及び祝賀会に出席いたしました。下野新聞社は1878年6月1日に創刊され、栃木の土地と人々を愛し、県民から信頼される新聞として、紙面を通じて価値ある情報の発信を続けてこられました。

6月13日、栃木県消防学校において第44回栃木県消防救助技術大会が開催され、出席いたしました。この大会は、栃木県下の消防職員の代表選手が7つの種目で平素鍛えた消防救助技術の成果を発揮し、技術を競うだけでなく、救助技術の向上と防災連帯意識の高揚を図ることを目的として開催されているものであります。

7月9日、全国小学生陸上競技交流大会の80メートルハードルの部に出場する、馬頭東小6年の大島葵斗君の激励会を行いました。

また、7月24日には、全農杯・全日本卓球選手権大会並びに関東ホープス卓球大会に出場する、小川小6年生の大内建哉君、橋本武士君、馬頭小5年生の岡山太亮君の激励会を行いました。

7月26日には、八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会において、ドクターヘリの導入・運航に関する要望書を茨城県に対して提出してまいりました。これは、那須赤十字病院を基地病院とし、ドクターヘリの導入・運航に関して、今般、福島県及び茨城県の2県に対して要望活動を行ったものです。

8月6日、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議が、那須烏山市烏山庁舎を会場に開催されました。市町における当面の課題や取り組みについて、それぞれの市町から1項目ず

つ挙げられましたが、那珂川町からは、公共交通についての民間路線バスへの補助金の栃木県生活バス路線維持費補助金に対し、沿線市町の費用負担軽減のご配慮をお願いいたしました。

終わりに、本定例会には、報告1件、議案では人事案件3件のほか、那珂川町出張所設置条例の一部改正など10議案を提出しております。また、平成29年度一般会計歳入歳出決算など認定8件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

今月21日からは、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上にご協力くださるようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（小川洋一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 4番、日本共産党、川俣義雅です。

通告書に基づき、2つの問題について質問します。

1つ目は、平和首長会議への参画についてです。

昨年からの1年、人類にとって大きな課題である核兵器廃絶へ向けて、極めて重要な前進がありました。国連では史上初めて、全ての核兵器を違法化する核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。そして、この那珂川町は平和首長会議に参加することになりました。

そこで、町長に伺うのと同時に提案させていただきます。

第1点目、町長はどんな決意を持って平和首長会議への参加を表明されたのでしょうか。

第2点目、平和首長会議参加の具体的な取り組みとして、毎年8月、原爆あるいは戦争の資料を展示してはどうでしょうか。これは提案です。

3点目、さらに、被爆者や戦争体験者から直接話を聞く機会を設けてはどうでしょうか。

4点目からは、教育長をお願いします。那珂川町の小・中学校では、平和教育としてどんなことを考えているのでしょうか。

5点目、平和教育の実践の一つとして、中学生に広島平和記念式典に参加してもらってはどうでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 平和首長会議参画についてのご質問にお答えいたします。

那珂川町では、町民の平和と安全を願う心を結集し、非核三原則が完全に実施されることを願い、平成18年12月に、合併後改めて非核平和の町宣言を町議会において議決いただいております。

まず1点目、どのような決意を持って平和首長会議へ参画したのかについてですが、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を町民の中に醸成し、継承していくことで住民の福祉の増進を図ることは、地方自治体の責務であると考えております。この考えのもと、加盟者相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の実現に向けたさまざまな活動を展開している平和首長会議の趣旨に賛同し、加盟したところであります。

次に2点目、町として毎年、原爆・戦争資料の展示することについて、及び3点目、戦争での被爆体験者から話を聞く機会を設けることについてであります。町においては、遺族会が平成25年に栃木県遺族会連合会が発刊した「太平洋戦争戦没者遺児の記録 苦しみの日々」を購入し、各小・中学校などに寄贈いたしました。

また、平成27年の戦後70周年には、独自に戦後70周年記念DVDを制作し、小・中学校など教育機関等に配布しております。このDVDは戦争体験者の体験談を収録したもので、ケーブルテレビでも放送いたしました。

このように、那珂川町に身近なところから取り組みは行っておりますので、現在のところ町主催では原爆に特化した展示会や講演会は予定しておりません。

その他の質問については教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） ご質問の4点目、小・中学校での平和教育についてですが、学習指導要領に基づき、社会科では我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係に関して理解するとともに、調査や諸資料からさまざまな情報を効果的に調べ、まとめる技能も身につけ、考えたこと、説明や議論する力を養うよう、児童・生徒の発達段階に応じて指導しております。

また、特別の教科、道徳では、他国の人々や多様な文化を理解し、日本人としての自覚や国際理解と親善の心を持てるよう授業で教えるとともに、総合学習など学校教育全体を通して指導しております。

次に5点目、中学生の広島平和式典派遣についてですが、今年度は栃木県内11市町が中学生を派遣していると聞いております。平和記念式典への参加は、次世代を担う中学生に戦争の悲惨さや平和のとうとさを再認識してもらうため、大変貴重な体験になると考えております。今後、式典に限らず、より多くの生徒が参加できる修学旅行の行程に組み入れるなど、県内市町の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問に入ります。

平和首長会議といっても、町民の皆さんには余りなじみがないかもしれません。そこで伺います。

平和首長会議というのは、何を目的にして、参加自治体数は今いかほどになっているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 参加自治体の実数は私は把握しておりません。しかし、栃木県におきまして当町は多分最後のほうで参加したと記憶しております。

それはどうして最後のほうになってしまったかと申し上げますと、毎年、加盟依頼の通知はいただいております。会報の活動内容も総会の開催や国への要望活動などであり、加盟市町村のそれぞれ個々の活動が見えなかったということがございまして、加入を見合わせておりました。

その中で、昨年秋に事務局の広島市平和推進課より電話で詳しい活動内容の説明があり、

趣旨に賛同し、昨年12月19日に加盟申請を行いました。なお、事務局の事務上、2月1日付での加盟となったところであります。

先ほど把握しておりませんと申しあげました加盟自治体でございますが、現在1,729と把握しております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） その国内での参加自治体数が1,729、私がかかっているのと同じです。世界的には163カ国の7,630自治体が参加をしています。

平和首長会議の目的は、2020年までに核兵器廃絶を目指すということです。昨年8月の平和首長会議総会では、核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を採択し、日本を初め全ての国に対して核兵器禁止条約への加盟を要請しています。

もう一つ伺います。平和首長会議は、各自治体に具体的にどんな取り組みを提起しているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） まず、核兵器のない世界の実現を目指すということが一つあるかと思えます。そういった取り組みというものを求めています。

もう1点は、平和文化の構築並びにテロ、難民及び環境破壊などの共通課題に取り組むというような目的で平和首長会議は組織されているかと認識をしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私が提案しています、被爆の資料展示あるいは被爆者から直接話を聞く、そういうことも具体的に平和首長会議では提案をしています。核兵器廃絶に向けて自治体として何ができるか考えれば、おのずと方向が見えてくるのではないかと思います。広島・長崎から距離のあるこの町では、被爆者から直接話を伺った方は少ないと思います。しかし、資料は取り寄せることができますし、近隣にも実は被爆された方が住んでいます。物事は事実を知ることから始めるのが一番だと思います。せっかく平和首長会議の一員となったのですから、町が率先して原爆あるいは戦争に関する資料展示、体験した方のお話を直接お聞きする機会を設けていただきたいと思います。関係者は既に高齢になっていて、事は急ぐ必要があります。来年からでもぜひ実施されるよう、強く要望します。

3年前、戦後70年にNHKは広島・長崎への原爆投下日がいつなのかをどれぐらいの国民が知っているか、正しく知っているか調査をしたことがあります。どれぐらいの国民が正しく知っているとお思いでしょうか。結果は約30%でした。これが小・中学生になるとどうでしょうか。このままいけば、やがてアジア太平洋戦争末期、広島・長崎に原爆が投下された事実さえ知らぬまま、日本人が世界の人々とつき合うことになってしまうかもしれません。

そこで、教育長に伺います。そういう事態になりそうな現実を目の前にして、教育長はどう思われますか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 大変重たい題なんですけれども、戦争の被害者というのは、広島はもちろん長崎だけではなく、日本国中です。全国民が戦争の被害を受けていると思います。それで広島・長崎だけに限らず、私は平和教育というのは大きく構えずに、その事実を当然知らなければなりませんけれども、友達と仲よくするとかいじめをしないとかなという小さいうちからの心の構築が、大人になって世界の人と仲よくしよう、戦争をしないことにしようということにつながるのではないかと、私は思っております。

小学校の低学年ですとなかなかその辺の理解が難しいと思いますので、本当に身近なところから、学習指導要領にもありますけれども、友達を大切にしようとか、そういうことから平和というものを教えていきたいなと思っております。

ちょっと平和について、私も中川ひろたかさんという方の詩がすごく強烈に残っているんですけれども、「へいわ」という詩があるんですけれども、「あさおきておはようといえるといい、ごはんがおいしいっていえるといい、そらがあおくすんでいい、おおきなこえでわらえるといい、げんきなこえでうたえるといい、そうだったらい、そうだったらい」という詩なんですけれども、こういう小さなことからの構築ではないかと思えます。そしてそれを戦争廃絶、なくすということにつながると思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 日本は世界で唯一の戦争被爆国です。原爆投下によって多くの一般人が殺され、傷つけられ、苦しめられてきたか。私たちにはその事実をきちんと知り、世界の人々に核兵器をなくすよう訴えることのできる国民となる責務があるのではないのでしょうか。小・中学校でもきちんと教える必要があると思えます。

先ほど教育長が発言されたように、県内ではことしも11の市町村が広島で行われている平

和式典に中学生を派遣し、貴重な体験を校内に広め、全校で学ぶようにしています。ことしも下野新聞に派遣生徒の感想が連載されました。被爆の事実を知った子供たちは、きっと戦争や平和についてみずから意見を持つことのできる人として育っていくことと思います。

平和首長会議参加を一つのきっかけにして、那珂川町でも平和式典に中学生を派遣するよう、要望いたします。

2つ目の質問に移ります。

馬頭処分場にかかわる環境保全協定についてです。

初めに、言葉の定義をはっきりさせておきたいと思いますが、いいでしょうか。放射性廃棄物、これは、福島原発事故前は原発の中で出た放射性物質に汚染された廃棄物のことでしたが、事故後は環境に広く放射性物質が放出され汚染された廃棄物もそう呼ぶのが一般的だと私は認識しているのですが、町長、放射性廃棄物というそういう言い方、いいでしょうか。

もし違うと言うならば、8,000ベクレル以上のものは指定廃棄物、これははっきりしています。では、8,000ベクレル以下のものはそういう廃棄物は、放射性物質によって汚染された廃棄物は何と言うべきだとお考えでしょうか。まずお伺いしたいと思います。

そういう言い方、やり方でいいですか、まず最初にはっきりさせたいんですが。

○議長（小川洋一君） 休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） では、2点目の質問に移ります。

1点目です。今回の保全協定案の中で町長は初めて、放射性廃棄物と私は言いますが、ものの搬入を、しかも4,000ベクレルまでのものを受け入れることを明らかにしました。馬頭産廃最終処分場に放射性廃棄物を受け入れるかどうかは、町の将来を左右しかねない、現在の町政にとって最も重大な問題であると思います。大変心配をしている町民を代表して質問いたします。

6月議会で町長は私の質問に答えて、受け入れるかどうかは県が決める、その中に町の意見は申し上げると述べましたが、県に対してどのような意見を言ったのでしょうか。

2点目、協定案作成に関して数十回に及ぶ会議を行ったようですが、なかなか合意に至らなかったのはどんなことだったのでしょうか。

3点目です。放射性廃棄物を発生させた責任は、東電と国にあると私は思うのですが、町長の認識を伺いたいと思います。

4点目です。協定案では搬入基準として放射能濃度4,000ベクレル以下とありますが、それはどのような物質と認識しているのでしょうか。物質名を教えてください。

5点目です。町長は、4,000Bq/kgの放射性廃棄物は安全に埋め立て処分ができるという認識でいると思いますが、安全だとする科学的根拠を明らかにしていただきたいと思います。

6点目、町は子育て世代に移住してもらおうよう、子育て支援住宅の建設を計画しています。一方、子供を持つ若い親たちは放射能には非常に敏感です。放射性廃棄物の搬入が連日行われる町に若い人たちが住むことを希望するのでしょうか。放射性廃棄物の搬入と子育て支援住宅の計画は並び立たないと思いませんか。

7点目、私たち共産党が実施したアンケートでは、放射性廃棄物搬入反対が9割でした。そのことについて、町長は6月議会で、町民全体の傾向がどうかははかり知れないと述べました。では、その後、放射性廃棄物の搬入を認めるに当たって町民の意見を広く聞いたのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 答弁願います。

生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 馬頭処分場に係る環境保全協定についてのご質問にお答えします。

まず1点目、6月議会で町長は県にどのような意見を言ったのかについてですが、これまでの住民説明会等において、県営処分場では基本的には放射性物質に汚染された廃棄物は受け入れない考えであります。

しかしながら、福島第一原発事故により広範囲に飛散した事実等もあることから、廃棄物の排出実態等を考慮し、町と県で慎重に協議するという事を説明してまいりました。

このことを踏まえ、県には国の基準での受け入れは難しいこと、また県外の廃棄物の排出実態や類似施設の状況等を考慮し、住民に説明できる受け入れ案を示すよう、意見としてお

伝えしてきたところでございます。

次に2点目、合意に至らなかった点があるのかについてですが、昨年度から町と県で勉強会を実施し、今年度に入ってから結果として皆様にお示した環境保全協定案となったところでございます。

次に3点目、責任は東電と国にあると認識しているかについてですが、福島第一原発事故により広範囲に放射性物質が飛散した事実があり、その事故の原因は東京電力と管理指導する立場である国にあると認識してございます。

次に4点目、放射能の濃度と物質についてですが、環境保全協定でお示ししましたのは、県営処分場エコグリーンとちぎで受け入れる産業廃棄物の放射能濃度の上限になります。

また、事故後の状況から、放射性物質の大半はセシウムになるものと考えております。

次に5点目、埋め立ての科学的根拠についてですが、県営処分場の受け入れ基準は、廃棄物を安全に処理できる国の基準の半分の4,000Bq/kgだとしており、またクローズド型の処分場であることから、さらなる遮蔽効果を見込むことができ、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えています。

次に6点目、搬入と転入を望む施策の矛盾についてですが、産業廃棄物の搬入は県の廃棄物行政の施策であります。また、子育て支援住宅は、町の少子・高齢化、定住対策行政の施策の一つで、子育て世代の支援と定住人口の増加のためのものであり、それぞれ別な施策であることから、矛盾するものではないと考えます。

次に7点目、6月議会以降、町長は広く町民の声を聞いたのかについてですが、6月29日開催の町民説明会、7月4日から6日での小口、和見、小砂での地元説明会、また説明会に参加できなかった方や県が十分に伝えられなかった方々のために、広報紙を新聞に折り込み、意見を募集する機会を設けたところです。今後ともできる限り多くの住民の皆様のご理解とご協力を得られるよう進めていきます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問を行います。

先ほど課長が、放射性物質に汚染された廃棄物という言い方をしましたので、私もその言い方をしたいと思います。

1点目に関してです。

6月議会での町長の答弁は、正確に言いますと次のとおりだと思います。「この県営処分場、これは運営は県でございます。受け入れるかどうかは県が決めることでございます。ただし、その中に町のご意見は申し上げるつもりであります」と述べています。このとおり答弁したこと相違ありませんね。はい、確認しました。

その上で質問をします。馬頭処分場を実際に運営するのは、町長が言うように県でしょうか、それとも県ではないところが運営するのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 県が責任を持って運営される、そのように認識をいたしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 今度の馬頭処分場については、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという民間活力、PFI方式での民間活力導入がされています。設計、建設から民間が携わり、運営も民間が行うという方式です。クリーンテックとちぎという特別民間会社が約34億円で県と契約をしています。当然、町長も知っているはずですが。産廃処分場という非常に公共性の高い事業を金もうけの対象として民間に運営を任せるとするのは、日本ではかつてなかったことです。

町長に伺います。産廃処分場というのは、採算を度外視してもきちんとやらなければならない事業だと私は思いますが、利益を上げることを使命とする民間会社に運営を任せると町長はどう思いますか。もうけの対象としていいと思いますか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 民間企業でありますから、必ず利益は求める、このように認識をいたしております。しかしながら、県が責任を持ってその運営を任せると、こういうことだと私は認識をいたしておりますので、あくまで県の責任、これは変わらないと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 県が責任を持つと言いますが、県は監視はします。監視はしますけれども、県は素人です。クリーンテックとちぎという、もうプロの会社が運営をしていく、それを正確にチェックすることはなかなか難しいし、運営上での責任は県は持ちません。これは協定の中でそう書かれています。

次にいきます。では、搬入は県が決めるという町長の発言について伺います。

馬頭処分場の運営は民間会社が行い、県は形だけの監視を行います。しかし、実際に搬入されて一番被害を受けるかもしれないのは、那珂川町民です。その町民の健康・安全を守るべき立場にいるのが町長です。町民の立場に立って搬入すべきかどうか責任持って判断すべきなのは、県知事ではなく町長ではないのでしょうか。意見を申し上げるつもり、だが、決めるのは県だというのは、余りにも無責任な態度ではありませんか。そう思いませんか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 最終決定は町が決めるというのはどこにも書いてない、県とも協議していない、最後に決めるのは県です。これは間違いございません。その間に、県が決める過程で町はいろんなご意見を申し上げる、そのように私は申し上げているつもりであります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 環境保全協定は、県が案を示して、町の意見を聞きながら県が決めるものではないと思います。県と町が対等の立場で話し合っ、しかもその中で一番強く搬入を認めるのか認めないのか、その意見を言うのは町長の責任だと私は思います。

そういう意味で、県が最終的に決める、町は意見を言うだけというのでは、余りにも情けない話ではないかと私は思います。

1点目に関しての最後の再質問です。

町が県に対して述べた意見の中で、町議会が今年の6月議会で、馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議を上げていることも、当然、話をされたことと思いますが、県の反応はいかがだったのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 昨年からの環境保全協定については、10回近く安全協議会を開いてまいりました。その中で、今年の9月については、その……

○4番（川俣義雅君） すみません、ちょっと聞こえません。もうちょっと大きな声で、はっきり言っていただきたいと思います。

○生活環境課長（大武 勝君） 昨年からの環境保全協定につきましては、県のほうと10回程度中身について精査をさせていただいてきました。6月の放射能を入れたいというその決議につきましては、県のほうでは真摯に受けとめるという形でございます。受けとめて今後その対応を持っていくという形でございます。その結果としまして、国の基準であります8,000ベクレルという形のものを、町の意見としましても4,000ベクレルに持っていきたいという

形がございまして、そういった形で進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 真摯に受けとめたかどうかはちょっとわかりませんが、2点目の質問の再質問に入ります。よろしいですか。

先ほどの質問に対して、県とのやりとりの中でなかなか合意に至らなかったのはどんなことですかと聞きましたけれども、その中身については話されませんでした。想像で少し言わせてもらいたいと思います。

処分場の埋め立て期間は12年となっていますが、この点についても県との間で論議になったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 12年間につきましては、論議はありませんでした。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） わかりました。埋め立て期間12年というのは、1年間に4万トンのごみをコンスタントに12年間入れるということがもとになっていると思います。その計画がうまくいくかどうか、実は埼玉の処分場、茨城の処分場でも思惑どおりには進んでいない、これが現実です。ですから、12年間というこの期間についても、説明会でもいろいろ質問がありました。でも、12年間でおさまるかどうか非常に危惧しております。

第3点目の再質問です。

放射性物質に汚染された廃棄物を大量に発生させた責任、これは東電と国にある、そのようにお答えいただきました。産廃処分場には健康に害を及ぼすものがたくさん持ち込まれます。それらが環境基準を超えないかどうか調査実施することになっていますが、放射能に関しては環境基準そのものがありません。安全であるという基準を設けることができないのが放射性物質です。そんな危険なものを町が安易に引き受けていいものではないと考えます。

私は、東電と国が専門家を集めて研究し、どう処分すべきか、どこに処分すべきかについて一定の結論に達したら、国民に説明し、理解を得てから処分に踏み切るべきだと考えます。

第4点についての再質問です。

○議長（小川洋一君） 休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 4点目についての再質問です。

今問題になっているのはセシウム、セシウムの134と137ですが、134については半減期2年をかなりもう過ぎていますのでほとんど問題にならない。問題になっているのは、セシウム137です。1キログラム当たり100ベクレルとか4,000ベクレルとかいうのは、この放射性セシウム137に限定されているといってもいいと思います。そして、この放射性核種は自然界には存在せず、ウラン235などの核分裂によって生成されます。自然界には存在しないんですが、自然界に存在するカリウムと構造がよく似ているので、体内、特に筋肉などに滞り、細胞を傷つけ、がんなどを引き起こす物質として恐れられています。

伺います。今、私たちが問題にしているのは、自然界には存在しないセシウムの中でも、セシウム137という核種で、その濃度が注目されている、それによろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） お見込みのとおりです。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） そのセシウム137に汚染された廃棄物が大量に持ち込まれることが、将来の重大な被害につながるのではないかと心配しているのです。

次に、第5点目についてです。

○町長（福島泰夫君） 議長、追加答弁です。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 4点目の放射能濃度4,000ベクレルとあるが、何が4,000なのか、先ほどおっしゃったように、セシウム137ということでございます。

ただし、その前段で、この処分場、これは放射能に汚染された物質を集めて処分する処分

場ではございません、産業廃棄物処分場であります。

それから、放射能、大量に持ち込まれる、先ごろも申し上げましたけれども、現在、栃木県から県外に処分をお願いしている産業廃棄物、これはもう95%ぐらいは2,000ベクレル以下、3,000から4,000の間は1%、それ以上にはもうこの栃木県には私はない、このように考えております。馬頭処分場ができるのを待つて持っていかうと、わざわざ仮置きしている、そんな物質はない、このように私は認識しております。

ですから、あそこに埋め立てられる3,000から4,000の間、基準は3,000で、事業者と県は、事業者は3,000で処理する、それ、3,000を基準に持ち込むと言っていますが、念のため4,000とする、こういうお話でございます。ですから、4,000ベクレルがああ処分場全体を充満させるものではない、これは町民の方にもみんなにわかっていたいただきたいと思うんです。そして、しかもクローズド型の処分場で、覆土されて、その中に1%とか仮にあったとしても、そういうものが人体に悪影響を及ぼす、私はそのようには考えておりません。

以上。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 町長から追加のお答えがありましたので、それについて若干触れたいと思います。

町長は、4,000ベクレルまで認めるけれども、ほとんどは2,000ベクレル以下だと、2,000ベクレルを超えるものは今までのところ1%ぐらいしかない、そういうお話でした。それではなぜ4,000まで認めるのか。それだったら、2,000でとどめるのが普通ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 2,000というお話ございました。県と事業者の間では3,000という数字でお話があった、このように伺っております。ただ、3,000で、間違いなく3,000以下のものしか入れないとすると、事業者のほうはもう2,000を基準に測って持ち込みをしなければいけない。そういう中で、3,000以下ということで安全のために4,000、実際に4,000が入るかどうかもわからない、このような状況だと私は認識をいたしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 4,000ベクレルというのは非常に高い数字です。このことでずっとや

っていると時間がなくなってしまうので、5点目の質問の再質問にいきたいと思います。

4,000ベクレル以下の放射性物質に汚染された廃棄物を埋め立てても安全だという科学的根拠は示されませんでした。

ではお聞きします。日本では8,000ベクレル以下のものは安全に埋め立てできるという環境省省令がありますけれども、同じように、8,000ベクレル以下は安全に埋め立てすることができると、そういう国が日本以外にあるでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 社会科のテストの問題ではございませんので、私、その部分は存じ上げません。

しかしながら、国が、環境省が8,000ベクレル以下、これは一般のごみとして処分できる、そういうことを言っております。民主国家の中でそれを否定して、町政運営あるいは県政運営をしていたのでは、民主国家は成り立ちません。ですから、私は環境省がおっしゃるように8,000ベクレル以下、これは安全だと解釈しなければいけない、このように考えております。それを、この処分場では4,000にする、先ほど川俣議員がおっしゃったように、では、何で2,000にしないか。2,000にすれば、本当の検査は2,000で検査するから、検査のコストだって相当かかると思うんです。3,000のものを基準を4,000にすれば、検査のコスト、これは3,000以上は絶対入れない、これよりはコストは安く上がる、私は単純にそう考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） コストで考えるべきではないと思います。8,000ベクレル以下が安全だというような国は、日本以外はありません。世界レベルは、100ベクレル以上は危険な放射性廃棄物として、あるいは放射能に、放射性物質に汚染された廃棄物として厳重保管するという扱いになっています。福島原発事故以前から定めているこの法律、わかると思います。原子炉等規制法です。これは閣議決定を受け、国会での議決を経て天皇が告示した法律です。

では一方、8,000ベクレルまで安全に処分できるとする法律は何という名称で、誰が発したものでしょうか。

お答えいただかなくても、こちらで言います。長い長い名前を縮めて放射性物質汚染対処特措法、発したのは環境省です。強制力も罰則もありません。先ほどの原子炉等規制法に比べると、いわばずっと下位の、下のほうの法律です。恒久法であり、政令である原子炉等規

制法では、100ベクレルを超えたら危険、特別の措置であり省令でしかない特措法は8,000ベクレルまで安全、町民の安全を第一に考えたら、どちらをよりどころにすべきかはっきりすると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 8,000、これは私は前から申し上げていますように、自然界というのは、3.11の原発事故で空中に飛散された放射能、放射性物質がございます。それに汚染されたというか、かぶってしまった、そういう物質がございます。私の家の屋根もそうであります。川俣議員のおうちの屋根だって多少なりともかぶっているはずですよ。そういうものも業者が産業廃棄物として処分するとき、これまで川俣議員がおっしゃる放射性汚染物質、絶対入れない、こんなことは私は申し上げられません。少なからず屋外にあったものは、必ず浴びているわけです。それを私は自然界、このように申し上げているわけでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私も約2年前ですけれども放射能の空間線量、それから事故以来全く耕していない土地、約5センチメートルまでのところの放射能の濃度を測りました。測りましたけれども、2,000を超えるような、そういうものは、その当時でもありませんでした。ですから、4,000というのは法外だと私は思います。原発施設内だと100ベクレル以上は危険、これは原子炉等規制法です。原発施設の外に出たら8,000ベクレルまで安全というのでは、全く筋が通りません。4,000ベクレルなら8,000ベクレルの半分だから大丈夫というのも、全く無責任な話だと思います。

第6点目についての再質問に移ります。

放射性物質に汚染された廃棄物の搬入と子育て支援住宅の計画は矛盾しないという答弁でしたが、矛盾することが明確になったならば、どちらを優先して考えるか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 矛盾が起きたときという質問でございますが、この問題につきましては先ほど申し上げましたが、それぞれ別な施策という形で矛盾はないと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） その場合にも最初から子育て世代に移住してもらうことのほうを優先して、それを阻害する可能性のある施策については行わないようにする気であると思えます。町の将来を考えれば、そうなるのではないかと思います。

最後に、第7点目の再質問です。

町長に伺います。

4,000ベクレルまでの放射性物質に汚染された廃棄物の搬入を認めるという今回の条例案は、それで町民の理解が得られると考えたからでしょうか。だとしたら、何をもとにそう考えたのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先般、6月29日の住民説明会、それから、その後7月になってから町内3カ所で説明会がございました。その中でいろんなご意見が出されました。私もそのご意見一つ一つについてまとめたものを見させていただいております。その中では、ほとんど反対する、あるいは危惧する、こういう意見が多ございました。ただ、私は私なりに住民からいろんな意見を伺っております。「町長、何やっているんだ、早くやれ」、こういうご意見もたくさんございます。

それから、昨年10月に町長選挙がございました。多分これを前向きに行くというのは、住民は皆さんご存じだったと思います。私が今、無投票という形で町長をやらせていただいている、その裏には、住民の後押しの声、これがたくさんあったと、私はこのように認識しております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 6月29日の町民説明会でも、案に対して賛成の意見は一つもありませんでした。私はたくさんの町民の皆さんと処分場について話をしてきましたが、放射性物質に汚染された廃棄物の搬入に反対する意見ばかりで、賛成するという方には一人も会っていません。心配な人、嫌だと感じている人、はっきり反対の人が圧倒的多数だと私は自信を持って言えます。

今、町長は昨年秋の町長選挙、選挙にはなりませんでしたが、町民の皆さんから承認を得たと、そう思っているということでしたけれども、いまだかつて町長は処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入、これを進めますということを言ったことはないと思いますが、それを公に言って皆さんから承認を得たと、そう感じているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は、この最終処分場、これが放射能に汚染された物質の処分場ではない、このように認識しているからであります。ただし、3.11、あの事故後の自然界には、飛散してしまった放射能がある、セシウムでございます。それをたまたま被ってしまったもの、これを産業廃棄物として持ってくるわけですから、それ以外のものは持ってきません。その中で、3.11後に被ってしまったものが相当ございます、多かれ少なかれ。それから、先ほど川俣議員が、土を測ったけれどもそんなに出ない、ただ焼却灰とかというのは濃度が濃くなりますから、若干通常の土や燃やすものから比べたら相当高くなる、このように私は認識しております。

ただし、それであっても焼却灰とか、よその県にお願いしている産業廃棄物、その割合というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それともう1点、1問目なんですけれども、環境保全協定、これは町と県が結ばせていただいています。4,000ベクレル、これは保全協定の中じゃなくて、別紙でありますから、そこはご承知おきいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 環境保全協定の中でなくて、その別紙だということですが、結局は放射性物質に汚染された廃棄物、それも入れるということだと思えます。

私は6月議会に続いて、馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入問題について質問してきました。その中で町長の説明が、1つは県営の問題などが象徴的だと思いますが、事実に基づいていないこと。2つ目、安全であるとの根拠を示せていないこと。3つ目、議会の搬入反対決議をないがしろにしていること。4つ目、町民の賛同を得たということになっていないこと。これらがますます明らかになったと思います。もし搬入を許したことで、後々町民などに被害が出ても取り返しはつきません。

以上の理由により、環境保全協定案は撤回し、一つ一つの疑問に対して初めから丁寧に議論し、議論し直すべきであることを強く指摘して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問を許可します。

益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 9番、益子明美です。

通告に基づき、3項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1、移住・定住促進と空き家対策について伺います。

現在、町では移住・定住対策として、さまざまな政策が行われています。農林振興課では「農ある田舎暮らし」や「いきいき田舎暮らし体験住宅」、また、企画財政課では那珂川町地域資源情報バンク検索サイト「なかがわぐらし」や空き家の購入、改修、新築などに補助金を出すなどの取り組みが行われています。

しかし、その情報は町外から移住を希望する人々にしっかり届いているのでしょうか。また、那珂川町へ移住を考えている人は、どこに相談をして、誰を頼りにしたらよいのでしょうか。移住・定住政策をより効果的にするために専門窓口を設けるべきだと考えます。

そこで伺います。

（1）移住を考えている人にとって、親身に相談に乗ってくれる移住のナビゲーション役の職員が必要と考えます。移住専門の相談員を設置すべきと考えますが、いかがお考えになるか伺います。

（2）移住に関しては、都会での移住相談会や田舎暮らしセミナーなどに参加しているようですが、どのような内容で、参加者からの移住に関する課題はどのようなものがあるか、

お伺いいたします。

(3) 平成27年、空家等対策の推進に関する特別措置法、通称「空家対策特措法」が施行され、市町村が空き家対策を進める枠組みが整いました。

この法律は、適正な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているなど、地域住民の生命、身体、財産の確保・保護、生活環境の保全の確保、また、空き家等の活用のため対応が必要となったことが背景にあります。町は空き家等の実態把握や、管理不十分で放置することが不適切な空き家等の存在を把握しているか、お伺いいたします。

(4) 国の基本指針に則した空き家等対策計画を策定し、かつ、協議会を設置している自治体は、ことし3月末時点で国全体の45%、栃木県では全体の40%で、25市町のうち10の市町が策定済みであります。当町でも計画を策定し、空き家対策総合支援事業交付金などの財政支援や税制措置を受け、地域コミュニティの維持などの目的のもと、空き家改修などに交付金を活用できるよう取り組むべきではないでしょうか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） 移住・定住促進と空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、移住専門の相談員の設置についてですが、当町においては、移住・定住促進施策については、第2次那珂川町総合振興計画の中で、まちづくりの三大重点プロジェクトに位置づけるとともに、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、移住・定住促進を基本目標に定め、関連する事務事業について着実に推進しているところであります。

来年度以降、人口減少に歯どめをかけ、さらなる地方創生を推進するために、移住・定住政策については、特に重要な政策課題の一つであると考えております。

現在は、移住・定住希望者に対し、事業担当課が個別に対応しておりますが、今後は各課が所管する移住・定住に関する制度についてワンストップで案内するとともに、町のよさを総合的に紹介していく必要があります。そのため、問い合わせ対応の一本化や専任職員の配置も今後検討してまいります。

さらに、新たに移住・定住促進事業をミッションとする地域おこし協力隊員を今後募集する予定であり、町担当とともに活動し、移住・定住に関する事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目、移住相談会や田舎暮らしセミナーの内容や参加者の課題についてですが、

現在、主に栃木県が主催し、NPOふるさと回帰支援センターで開催される「とちぎ暮らしセミナー」や5県合同移住相談会等に積極的に出展しております。

対象者は移住を検討している方で、実際に移住した方の講演会や個別相談会により、各地域の仕事や空き家の探し方、子育ての環境及び各種支援制度等について情報提供を行っております。

参加時においては、町担当者のほか地域おこし協力隊も参加し、移住・定住の制度以外にも隊員が実際に体験したことや町のよさなど、移住者側から見た客観的な状況を伝えることにより、少しでも那珂川町に興味を持ってもらえるよう努めております。

そのような中で、参加者が那珂川町への移住を検討する場合の課題や不安点として、希望する仕事や空き家が見つかるか、車の運転ができなくなった場合の日常生活への不安、地域になじめるか等、実際に移住した後の生活に関する事項を挙げております。

次に、3点目、空き家等の実態把握についてですが、町内の空き家につきましては、平成27年度に適正に管理されていない空き家等の状況を把握するとともに、定住促進と防犯、防災対策の推進を目的として、地区ごとに職員を割り当て、町内全域を調査いたしました。

しかし、全ての空き家について十分な実態把握ができていないと考えておりますので、町民の皆様から情報をいただくなど、今後も引き続き全体的な実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、空き家等対策計画の策定についてですが、人口減少が進む当町におきましては、空き家の増加が予想される中で、空き家の活用を初めとする空き家対策が求められてくると考えております。活用できる空き家については、地域資源の一つであると考え、引き続き空き家を活用した地域振興策を検討するとともに、空き家等対策計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 再質問させていただきます。

まず、移住・定住の促進ということで、専門窓口を設けるべきだということで、移住のナビゲーション役の職員を配置してくださいということを質問させていただきました。町長も重要課題であるし、スピード感と危機感を持って対応したいということから、問い合わせ窓口の一本化を考えていくと。これから応募をして、地域おこし協力隊の方にもその職員として専門的な配置をしていくというお答えでありました。前向きにそういった窓口と職員を配

置してくださるといふ答弁だったので、ぜひ早急に取り組んでいただければと思います。

一つ、その職員の配置に関してですが、7月30日の下野新聞に茂木町が移住・定住に関する相談を受けた件数が、県内市町で最多であったという新聞記事が載っていました。それに基づいて茂木町に行って調査をしてみましたが、町の中心部に「もてぎ暮らしサポートセンター」というのを開設して、専門の相談窓口を設けた効果があらわれているというふうにおっしゃっていました。

センターには、町の嘱託職員である定住促進推進員という若い女性が2名配置されていました。その1名の方は町外からの移住者で、移住の経験が生かされているということも言っていました。こういった相談員を設ける際に、なかなか嘱託職員という予算が難しい点から、地域おこし協力隊の協力を得るといふことであるとは思いますが、専門の嘱託職員ということも一つ考えていただいて、若い方々を広く移住していただくためには、若い女性の専門員というのが必要というふうに思いますので、そういった地域おこし協力隊制度を使う中でも、女性の若い方の専門相談員ということを考えるかどうか。または、今後すぐにといふのは予算的には難しいとしても、嘱託職員での配置ということを考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、益子議員から茂木町の例をお伺いしましたけれども、茂木町も含めまして先進事例、これはほかの市町にもあると思いますので、そちらの先進事例を参考にさせていただきながら、町にできるよりよい方法で考えてまいりたいと思いますので、ご理解、また、いろんなご提言等もお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 前向きな答弁というふうに捉えてよろしいのでしょうか。ぜひ先進事例をもとに、できれば相談員は初めてここに来る地域おこし協力隊の方よりも、地域おこし協力隊などから定住された方とか、こちらに移住されてきた方の意見なんかは、すごく相談者にとってもためになるというふうに思いますので、そういった方々も相談員としての配置の中で検討していただければというふうに思います。

2点目、（2）に関してですが、NPOふるさと回帰センターとか5県合同の相談会などで、田舎暮らしセミナーなどを開催しているという話を伺いました。

課題としては、希望する仕事があるかどうか、地域になじめるか、車の運転等の課題点が

挙がってきましたが、そこに集まる方々というのは、たくさん来ているというふうに感じているのか。または、要するに都市から移住してくる方々を、どのようにキャッチできるのかという点から捉えると、十分であるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の件ですけれども、移住相談会等の相談件数等を調べましたところ、5件程度だということから、十分ではないと認識しておりますので、今後いろいろと相談件数をふやす、あるいは、そういった方が来られるように研究してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 5件程度で十分ではないという認識ということですので、そうなってくると、何かしらどういった方法があるかということをいろいろ考えなくてはいけないというふうに課長も認識されているという答弁でしたが、都市への発信力、いかにたくさんの人を那珂川町の移住サイト、移住相談等に来ていただけるかどうかということが鍵になってくると思うんですが、国交省の全国版空き家・空き地バンクというのがありますけれども、ここへの登録、5月14日現在なんですけど、全国平均で28.8%、栃木県は57.7%ということであります。当町は全国版空き家・空き地バンクに登録していないかなというふうに思うんですけれども、ここへの登録等をご検討されることは考えないのか、お伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 今後、登録している市町等を参考にさせていただきまして、参加することについて、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 登録されていないのでしたら、ぜひその国交省がやっている全国版の空き家・空き地バンクへ登録をしていただきたいと思います。

それから、先ほどお話しさせていただきました茂木町では、5月にミキハウスからウエルカムファミリーの自治体に認定されたんですね。これは全国で4番目、その後広がっているかどうか、ちょっと今のところ情報はわからないんですが、主に首都圏や全国版に情報が載って、若いファミリー層にこういった子育て支援とか、定住対策とか、暮らしをサポートし

てくれる窓口がありますよとか、そういった情報が無料なんですけど、そういった子育て関連の情報媒体で知名度を上げていくということも必要ではないかというふうに思いますが、この辺の調査・検討というのはされるのでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） まだその部分については検討不十分と認識しておりますので、来年度以降、専門職員の配置等を含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 若い方の定住促進にはそういった方法がとても効果的だというふうに認識しますので、ぜひミキハウスに限らなくても、そういった情報媒体が全国にあると思いますので、調査をして、そのミキハウスのウェルカムファミリーの自治体に認定されるにはこういったものをやっていないとという枠組みがあるらしいんですが、そういったことを具体的に当町でも当てはまる部分が多々あると思いますので、検討しながら進めていただければと思います。

それから、（3）なんですけど、空き家等対策計画の策定に関する質問ですが、実態調査をなかなか把握できていないというふうにおっしゃられましたので、ぜひこの計画を立てることによって空き家等の所在とか所有者の調査をデータベース化、整備することができますので、それをしていただければと思います。この空き家計画等に関しては、もう一つの協議会となるものが必要というふうになってくるんですが、協議会というのは設置は答弁の中にはなかったんで、協議会の設置というのは考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 協議会の設置につきましても、空き家対策計画の策定についているものと考えておりますので、協議会の設置についても来年度以降、設置について検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 来年度以降というお話なんですけど、実際来年度以降に計画を策定するためには予算づけが必要だと思うんですけども、そういった予算づけを来年度の予算で行っていくのか。それとも、来年度以降の計画に向けて、来年度は協議会の設置ぐらいにおさめるのか。その辺、本当にスピード感を持ってやっていただくということが重要であると思

いますので、できれば予算化、来年度中に計画を策定ということで答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 空き家等対策計画の策定につきましては、空き家の実態調査等もある意味セットというふうに認識しております。空き家の実態調査につきましては、方法にもよりますが、多額の費用も想定されますので、今後、予算等のヒアリング等もごさいますので、そういった中で実施時期等も含めて検討していきたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ヒアリング次第というお答えだったかなとは思いますが、ぜひ早急に計画を策定していただければと思います。計画を策定した自治体では、空き家対策総合支援事業交付金の補助対象市町というふうになりますけれども、その交付金の多くを空き家を改修して田舎暮らしの体験ハウスとして活用しています。栃木県で唯一、町で策定している塩谷町もその例に準じているわけですが、そういった例だけでなく、法人や団体などの民間が事業主体となって改修を行う場合にも補助が対象というふうになります。

その空き家計画の中で、障害者の方のためのショートステイ施設とか、地域住民のコミュニティの場、生涯学習施設とかさまざまな利用・活用を考えていくべきであるかなというふうに思います。その法人や団体などが補助対象になるような計画もその中に盛り込んでいくために、協議会に率先してそういった団体の方たちを入れていくというお考えがないか伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 協議会の委員のほうにはもう、議会の皆さんとか専門的な知識のある方、あとは町民の代表者等を入れるようになっておりますので、ご意見のあったことについても検討して、構成員に入っただけのように検討していきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） こういった協議会ですと、大抵決まった団体とか決まった方々で構成されている部分があるんですけれども、その先の活用という部分を考えていただいて、商店会とか商工会とか観光関係とかそういった方々にも入っただけのほうがいいのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

そして、移住・定住相談の窓口の設置と関連して、茂木町は役場の中ではなくて、外にそういったサポートセンターを開設いたしました。那珂川町もぜひそういった相談員を配置した上で、相談の拠点として町なかに空き店舗を借り上げて改修し、活用してはいかがかなというふうに思います。なぜ外のほうがいいかという、役場の中だとなかなか行きにくいという部分とか、気軽に訪問できる部分というのは、そういった外にあるほうがいいかなということと、この交付金を活用して空き店舗の改修ということもできるわけですね。ですので、そういったことも考えてはいかがかと思しますので、いかがお考えになるかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 先ほど町長のほうからも答弁ありましたように、ワンストップでスピーディーにいけるとい部分と、そういった相談しやすいようなという部分もありますので、ご提案がありました茂木町等を参考にして、空き店舗の改修も含め、今後そのような形がとれるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

[9番 益子明美君登壇]

○9番（益子明美君） 移住・定住相談の拠点窓口を一本化されるということですので、相談員の配置もされますので、そういった部分で空き店舗等活用していただければと思います。

1 項目めの質問を終わりにします。

2 項目めとして、学校教育におけるタブレット端末の導入について伺います。

タブレット端末や電子黒板などのICT機器を活用した授業は既に多くの自治体で導入されており、情報を活用する力、自立的に行動する力が身につくなどが期待され、国においても2020年までにデジタル機器の1人1台体制を実現させ、ICT教育の本格化を目指すとされています。

那珂川町では、小・中学校でのデスクトップパソコンのリース契約が終了していることもあり、ICTを活用した学校教育の充実を目指すためにも早急にタブレット端末の導入に取り組むべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 学校教育におけるタブレット端末の導入についてのご質問にお答えをいたします。

町内小・中学校のパソコン教室の機器につきましては、馬頭東小学校、小川小学校及び小

川中学校においてリース契約が既に終了しており、馬頭小学校、馬頭中学校についても今年の10月で契約が終了いたします。

小学校は平成32年度、中学校は平成33年度に新学習指導要領が全面実施されることから、パソコン教室の機器については国が策定した教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画を基本に、現在、平成31年度導入に向け検討しております。

議員ご指摘のタブレット端末の導入については、小学校においてプログラミング教育が必修化されることから、今後積極的にICTを活用することが想定されますので、来年度から教材の選定及び計画的に教職員の研修を実施していく予定であり、タブレット端末の導入や大型提示装置及び実物投影機等の導入も含め、計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 計画的に導入を実施する方向というご答弁をいただいたので、特にないんですが、1点だけ。一人一人のそういった教育を充実させるためには、生徒1人に対して1台のタブレット端末というのが望ましいかなというふうに考えますが、この点に関してはいかがお考えになりますか、お伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先ほど申し上げましたが、小・中学校等の国の学習指導要領に載っておりますので、まず初めにパソコン教室での使用する教師用と、生徒へのタブレット端末の整備を行うということで検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） そうしますと、パソコン教室用となりますと、大体何台ぐらいなのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 1クラスですので40台程度かなと考えております。小学校、中学校ありますので、100台ぐらいの程度になると思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 昨今では、1人1台の導入で各自治体に取り組んでいるところも多くございます。那珂川町は生徒数も少ないという現状がありますので、1教室40台というふうに限らず、効果的な活用ができるよう、全生徒数というんですか、タブレットが使える授業に適したとおりに導入していただければと思いますので、まず40台というのは仕方のない線なのかもしれませんけれども、そういったその後のことを計画的に考えていってくださるのか、もう一度伺いたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 国で示されています、先ほど申し上げました、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画ということで、2018年から2022年まであるんですが、その中では必ずやっていかなければいけないということで考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 了解いたしました。

計画的にタブレット端末、またはICT機器を活用した効果的な授業ができるようにご配慮したいと思っております。

次の質問に移ります。

3、エコグリーンとちぎ、これは馬頭処分場のことですが、にかかわる環境保全協定について伺います。

町と県は6月29日に馬頭総合福祉センターで、7月4日から6日にかけては和見、小口、小砂の地区住民を対象に、環境保全協定（案）についての説明会がそれぞれ開催されました。各会場での意見や要望、また、メールや文書で提出された意見書など多数あったと聞いておりますが、町民からの重要で大切な意見・要望の取り扱いはどのようにされるのか伺います。

（2）3地区の地元説明会がなされ、特に小口地区では協定に反映できない要望については、その理由を文書で回答し、協定が締結する前に地元説明会を開催して、地域住民との合意形成を図るよう知事・町長宛てに意見要望書が提出されています。これは小口地区住民有志一同となっております。この説明会の開催予定を伺います。

（3）協定の決定・締結が9月中になると聞いております。町はこのまま多くの住民の方々が納得されないまま決定してしまってもよいと考えているのでしょうか。もっと十分に議論を尽くしてから決定されるべきであり、協定の決定・締結の時期をおくらせるべきでないかと考えます。町はどのように考えるのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） エコグリーンとちぎに係る環境保全協定についてのご質問にお答えします。

まず1点目、協定（案）に関する意見・要望の取り扱いはどのようにされるのかについてですが、6月29日開催の住民説明会、7月4日から6日での小口、和見、小砂での地元説明会、また、説明会に参加できなかった方や意見が十分に伝わらなかった方等のために広報紙を新聞に折り込み意見を募集する期間を設けたところでございます。現在、皆様から寄せられたご意見を踏まえ、見直し作業を進めているところでございます。

次に、2点目、協定前の説明会の開催予定についてですが、小口説明会の中で説明会の開催についての質問があり、県の担当者より寄せられたご意見を踏まえ、協定内容と意見に対する考えを公表していくので、説明会の開催予定はない旨回答いたしております。

次に、3点目、協定締結については十分な議論を尽くしてから決定されるべきであり、時期をおくらせるべきと考えるがどのような考えかについてですが、先ほども答弁しましたように、皆様より多くのご意見・ご要望をいただいておりますので、それらを踏まえ住民の皆様にご安心いただける環境保全協定になるよう努めてまいります。環境保全協定の締結時期については、予定どおり進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 現在、見直し作業を進めているところというふうなお答えなんです、さまざまな立場の方、さまざまな住民の方から意見・要望・メール等行われました。それには最後にご安心いただけるよう配慮するというお話がありましたけれども、具体的にどういった機会を捉えてどのようにきちんと安心いただけるように返事をされるのか、回答をされるのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 皆さんからいただいたご意見でございますが、全部で283件ございました。地元説明会、それと町民説明会、意見・要望確認、それと町議会の全員協議会での意見、それと説明会後の募集期間中の意見・要望がございました。そちら全て合わせて283件ということでございましたが、そちらについて現在、取りまとめしているとお答えしましたが、その中の重なる部分については集約という形をさせていただいております。

今後につきましては、当初は締結と同時に意見に対する考えを公表することとしておた
わけですが、協定の見直し作業が終わった段階で協定の内容とともに寄せられた意見に対す
る考え方等を公表し、今後締結という形を持っていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） さまざまな意見をいただいて見直し作業を進めた協定が、どの時点で
意見を寄せられた方々、議会、そしてその他の皆さん、町民にどの時点で説明され公表され
るのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 意見をいただいた方につきましては、公表前に情報提供する
という形をしたいと思います。意見をいただいた方につきましては、丁寧な対応という形で
行いますが、協定前に個別という形のほうで対応したいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 公表前に情報提供されると。協定前に個別に訪問されるということ
ですが、各和見、小口、小砂地区では、地区住民を対象に説明会をされました。特に、小口の
住民有志の方々からは、きちんと文書での回答と締結、決定される前に住民との説明会を開
催してくださいというふうに要望がされています。先ほどの説明では、説明会の開催予定は
ないという答弁でしたが、これではご安心していただける、納得できる回答にならないとい
うふうに思いますけれども、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 今回のその取りまとめにつきましては、まだ中身については
公表できません。公表した時点でどのような意見が出てくるかちょっとわかりませんが、そ
の後について、意見があったものについてご意見を十分に配慮しまして、町と県で町民の皆
様にご理解いただけるという形ができるようなものにしてあると考えておりますので、その
中で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 町は県と平成20年2月12日に馬頭処分場に関する基本協定を交わし
ましたよね。基本協定の1で、これは一番町としては県との協定の中で重要視されていると

過去に何度も答えてきた協定ですが、この1番で「県は町の協力のもと、地域住民の合意形成に配慮しながら、那珂川町和見、小口地内に処分場を設置し、那珂川町小口北沢地区に不法投棄された廃棄物を適正に処理する」となっています。

この合意形成に配慮しながら、合意形成というのはどういうことを考えているのでしょうか。今の環境保全協定の意見を言った、それに対する回答をいただく、そこで決定されていてしまうわけですね。それは余りにも一方的で、合意形成に配慮するという文言からはかけ離れているものというふうに思いますが、いかがお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 町民の合意形成のもとという形でございますが、これまでも説明会、50回程度説明会をさせていただいてきたところでございます。皆さんの意見を聞きながら、その処分場の形態のあり方、オープンからクローズまで変えるとか、水を循環型に変えるとかそういった皆さんの意見を聞きながら、その安心・安全な処分場としてきたところでございます。そのところについては、皆さんの意見を聞いたところで合意形成がなされているものと考えてございます。

今後の運営につきましても、環境保全協定の中で今回はまだ公表できませんが、その中で合意形成がなされているというような形のものと考えております。公表された後で、皆さんからご意見をいただいた場合については、またその中で協議・検討していきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 課長の答弁は合意形成がなされているというふうに考えているというご答弁でしたが、本当にそうでしょうか。特に、この環境保全協定の中で、放射能に汚染された廃棄物の基準値をどれくらいにするかは、この環境保全協定で決定すると、何度もこの場で町長が答弁されてきました。

その基準値が示された後、町民とのやりとり、まして議会とのやりとりもまだありません。そういった中で、合意形成というのは全くあり得ないというふうに考えます。この点だけをとっても、合意形成というものからはかけ離れているというふうに考えますが、いかがお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 町民の合意形成でございますが、この後、議会につきましては全員協議会の開催をお願いする予定でございます。その締結前に皆様にお示しをしたいと

考えております。その中でご理解をいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 締結前に議会とも話をするというわけですが、そこで決定されたものを示されるだけというふうにするわけですよ。町民の皆さんもこの説明会でその後意見・要望しましたけれども、それに対する回答を示してそれでおしまいというふうには、今の流れではそうになっているわけですよ。それでは合意形成ということに至らないというふうには普通は考えます。さまざまな処分場において、普通だったらば地区住民とこの環境保全協定に関しては締結をするわけですよ。

那珂川町においては、それを町とするというふうにしたからには、合意形成に特段配慮しながら地域住民の理解を得なくてはいけないわけなんですね。町が地域住民のかわりに保全協定に関して締結をするわけですから、そこは重大な部分であります。議論を1回したといってもいいのかどうかぐらいなわけですよ。普通でしたらば、地元説明会、地元地域住民との環境保全協定に関してだけでも何十回とされております。笠間に関してもそうですし、埼玉の処分場についてもそうであるというふうには地元住民の方からは聞いています。それを町はやらない、県がそういうふうに言ってきたからということではなく、町は地域住民、町民のために特段配慮した環境保全協定をつくり上げなくてはいけない。ですから、示すだけではなく、議論の余地を持って話し合いを持たれるべきであるというふうには考えますが、話し合いはなされないのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 先ほども申し上げましたが、この処分場に関しては皆さんのご意見の中でつくり上げてきた処分場だと考えております。その4,000ベクレルという数字もございしますが、その4,000ベクレルが本当に危ないのか、本当に危険なのかというところは実際のところわからないところでございます。

町としましては、特措法は8,000ベクレルという形がそれは安心であるという基準をもとに設置をしてきたところでありまして。それをさらに半分にして安心を求めたというところがございます。それも、作業員の方が、あそこで働く方が健康で年間1ミリシーベルトという0.78以下になっているところを、さらに安心を求めたところがございます。あその処分場できてから、那珂川町がどれほど危険になるのかということは、普通には考えられにくいと考えております。その建物をクローズの型に変えて、覆土、普通50センチのところなんで

すが1メートルにするというような形で、さらに安全性を求めているということでございますので、その処分場の外には放射能はいかないという形のものでございます。

そういった形で、説明がちょっと足りないところもあるかもしれないんですが、そういった安全性を求めた処分場でございますので、今回保全協定が結ばれますが、その中で安全性を保てるという形のものでございます。説明につきましては、個別にこっちに来ていただければ説明するという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 安全性を確保できるということをご答弁で何度も申し上げられておりますが、そのことを地域住民の町民が納得しない限りは一方的な考えというふうになってしまふんですね。なかなか双方の意見が合うというところまでには、1回や2回の説明会や議論の場では事足りないというふうに思います。ですから、せめて小口地区住民有志の方はもう一度説明会を設けてくださいというふうに言っているわけですから、その意思に沿っていくべきだというふうに、それがまちの真摯な対応というふうに考えます。

ここで、小口地区住民有志一同の皆さんから7月4日に出されました意見・要望書を一般質問で読み上げても構わないとご了解をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。未来に危機感を抱いていらっしゃる小口地区住民有志一同様からの意見要望書です。全文は読めませんので、冒頭の部分、重要な部分だけ読ませていただきます。

エコグリーンとちぎに係る環境保全協定案の意見要望書。

平成26年10月の説明会において、福島町長が放射性物質に汚染された廃棄物は受け入れないと明言されていたので安心しておりましたが、今回の協定案では廃棄物の放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラムまで受け入れると記載されており、驚いております。6月29日の町民説明会では、4,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物を埋めるものの、放射性物質の拡散防止対策が十分なされていないと感じ、地域住民としてとても不安に思いました。また、町のご回答からは、自分たちの暮らしや地域を引き継ぐ未来の子供たちの安全を守るために、町に頼ることにも不安を感じました。今後、環境保全協定が地域住民の合意形成が図られないまま決定されるとすれば、特に処分場近隣に暮らす地域住民として受け入れがたいものになります。

そこで、小口地区住民有志として、地域の未来に安心を引き継ぐための具体的な意見要望

を以下に取りまとめましたので、環境保全協定に反映していただくよう強くお願い申し上げます。このような形で県や町の方々に物申すのは、穏やかに暮らしたい私たちにとって本意ではありませんが、以下の意見要望が協定書に盛り込まれ、守られることにより、知事のおっしゃる日本一安全な処分場となり、私たちも未来への責任が果たせることを切に願っております。

意見要望の概要。

(1) 廃棄物の搬入基準は、放射能濃度を100ベクレル毎キログラム以下と変更してください。

(2) それ以上の濃度の放射性物質を搬入するのであれば、少なくとも別紙1のとおり、放射能に関する対策を協定に追記して住民の安全・安心を保障してください。

(3) また、上記以外の内容についても別紙1のとおり協定に変更や追記を行い、地域住民との合意形成や情報公開を図るようにしてください。

(4) 協定に反映できない要望についてはその理由を文書で回答し、協定が決定される前に別途住民説明会を開催して、地域住民との合意形成を図るようにしてください。

別紙がありますので、その内容等については、町長も先ほど全部の意見要望書には目を通したというふうにおっしゃられました。この地元が一番近い処分場からは下流になる地域住民の皆さん、有志一同の皆さんが心配していることに対して真摯にお答えになる、または再度住民説明会を開催して住民との合意形成を図るということは、絶対しなければいけないことというふうに考えます。町長はどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま小口地区有志一同の方々からの要望書を朗読していただきました。有志一同という方々が何名いらっしゃるか私も詳しく把握はいたしておりません。ただし、以前に議会の全員協議会で皆様にご説明していろんなご意見お伺いしました。それから、29日の住民説明会、知事がいらしたその説明会、それから各地区での説明会でいろんなご意見等もいただきました。そのほかにメールとか文書等でもいただきました。ただし、それには優劣をつけずに一つのご意見、ご要望としてお伺いしております。ですから、それを現在県と町のほうで二百八十数件あった、このように聞いておりますけれども、重複する部分があればそれを重ねて、実際にどのくらいかこれも今検討している、このように聞いております。どんな方のご意見も優劣つけずにお伺いしている、それと私は川俣議員のご質問にもお答えしたとおり、ここは放射能汚染物質の処分場ではなく産業廃棄物処分場、こ

それは私の持論でありますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） こういった反対というか意見、要望が出ると、必ず何名か把握していないというふうな町長お答えですよね。何名か把握していないということではなくて、こういった意見がある、こういった要望があるということに、一つ一つ真摯に対応していただくのが町長としての責務であるというふうに思ひます。ですので、どんな方のご意見も優劣つけずにお取り扱いになるというのはそのとおりであると思ひます。

しかし、基本協定において「地域住民の合意形成に配慮しながら」という一文を当時の川崎町長は入れました。そのまま町長も引き継いで処分場を推進してまひっているわけですから、この基本協定というのは大事なもの、有意な協定であるという認識はあると思ひます。この合意形成が至らないことを小口地区の住民有志一同の方は危惧しているわけですよね。この合意形成を基本協定に基づいて図れるように、もう一度住民説明会を開催してくださいと言っているわけですよ。もう一度ですよ。たった一度でもできないというお考えなんですか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど申し上げましたように、どんなご意見も優劣つけずに対処いたしてあります。

それから、合意形成というところでございますが、川崎町長の時代から何度となく、何十回となく住民の方々に説明をして、その都度いろんなご意見を頂戴してきたと考えております。その中で、その都度修正できることはして、今回も皆さんからいただいたご意見、先ほど二百八十数件で申し上げましたけれども、それを県のほうと一つ一つ検討して、業務協定の案を前にもお示ししましたけれども、そこから修正できるところは修正して、これから改めて皆様にお示しする、このような形でご理解をいただきたいと思ひています。

それから、合意形成でございますが、最後の1人までの合意形成、私はこれは絶対無理だ、このように考えてあります。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） なかなか私の質問に沿ったご答弁がいただけないのかなというふうに思ひます。最後の1人まで合意形成は無理だという最後のお言葉がありましたけれども、

それは確かにそうかもしれません。しかし、地元3大字の1つ、小口地区の住民の有志の方々がきちんとした意見要望書として住民説明会を開いて、心配している地域住民の合意形成を図ってくださいとお願いされているのですから、そこは町としては一番重要に考えて、配慮しなくてはならない部分、この基本協定で言っている地域住民の合意形成に配慮しながらというところに触れる部分であると思うので、私は何度も繰り返し質問させていただいているわけです。

3地区だけが特別かというような言われ方をされていますけれども、そういう言い方ではないですね、全町民全ての意見を優劣つけずにというふうにおっしゃっていますけれども、この処分場の設置するための指導要綱には、民間の処分場が設置する場合には近隣500メートル以内の住民の合意形成を図らねばならないというふうにされているんですよ。その部分を町が担ったことから、そこは地区住民の合意形成というのは特段に配慮しながらという文言を基本協定に入れたというふうに考えています。

なぜ環境保全協定を町でして地域住民とはしないのかということは、何度も何度も私この一般質問でさせていただきました。百歩譲って町が協定の相手方となったとしても、地域住民のこういった合意形成の意見には配慮していただかなくてはならないというふうに思います。

ここは本当に外せないところなんです。ほかの処分場も……。

○議長（小川洋一君） 益子議員に言います。

時間が過ぎましたので、速やかに終了してください。

○9番（益子明美君） それでは、時間終了ということですので終わらせていただきますが、基本協定にのっとり地域住民の合意形成に配慮していただく方法をとっていただくように要望いたします。

以上で終わります。

○議長（小川洋一君） 益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時40分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 大 金 清 君

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問を許可します。

大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） こんにちは。公明党の大金 清でございます。

通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

第1項目として、町長の公約について、第2項目として、健康促進の施策について、第3項目として、道路の整備について、以上3項目について質問をいたしますので、誠実なる答弁をご期待申し上げます。

第1項目、町長の公約について。

町長が公約している次の3本柱について、これまでの成果を伺います。

第1点目、「働く喜びを実感できる町に」について。

第2点目、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」について。

3点目、「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」について。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 町長の公約についてのご質問にお答えをいたします。

私は平成25年の町長選挙において公約に3本の柱を掲げ、11月の町長就任後はその実現に向けて町政に当たってまいりました。現在は1期目に進めてまいりました各種施策の継続を基軸として、2期目のかじ取りを任せていただいておりますが、その成果として、まず1点目、「働く喜びを実感できる町に」につきましては、町内に存在するさまざまな資源のすばらしさを再認識して、町民、団体、企業、行政、全ての人々が手を携え発展させ、住民が生きがいを持って元気な町になるよう、地域資源を最大限に活用した事業や、6次産業化の支援と農・工・商バランスのとれた連携が図れるよう推進してまいりました。特に、農林水

産物の付加価値を高めるブランド化を図り、八溝ししまるや温泉トラフグなどは首都圏にとどまらず、全国に供給できるようPRを強化しております。

また、移住、定住を促進するため、高手の里に田舎暮らしや農業などの体験をしながら那珂川町の自然を丸ごと満喫できる農業体験ハウス「那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅」の整備を図りました。

また、26年度から採用した地域おこし協力隊は現在6名となり、町の地域資源等を活用した活動をしていただいております。

次に2点目、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」についてですが、子供は町の宝、町の財産であるという認識に立ち、家庭、地域そして行政が連携して社会全体で子供たちを育むことができる子育て支援施策を推進してまいりました。

幼児期の教育、保育は、人格形成の基礎を培うものであるため、質の高い教育、保育の提供を図るべく幼保連携型認定こども園3園を昨年度から開園しております。

また、出生前の妊娠届や母子手帳交付のときから担当の保健師と面談などを行いさまざまな支援ができるよう、かかりつけ保健師事業を28年度から行っております。出産後には担当保健師がご自宅に出向いて、赤ちゃんの誕生を町全体で喜び、健やかな成長との願いを込めた育児パッケージ贈呈事業も始め、お母さんやご家族からも大変好評をいただいております。そのほか、妊産婦健診助成事業や、産前産後サポート事業、産後ケア事業、中学生までのこども医療費現物支給などの取り組みも始めました。

そして、今年度着手する子育て支援住宅整備事業は、町内からの人口流出を抑制し、町外からの子育て世代の転入促進を図り、定住人口の増加につなげるべく、関係機関とも連携して、他の自治体事業とは差別化した、そして特徴ある良質な住宅と子育て支援サービスを一体的に供給できるよう、子育て支援住宅の整備を進めてまいります。

学校教育の充実については、次世代を担う人材育成と、豊かな人間形成において適正規模での子供たちの健全な教育環境の整備が必要であることから、小川地区の小学校の統合、馬頭西小学校の統合をなし得ることができました。また、学校の大規模改修工事や、エアコン設置工事、スクールバスの配備など、教育環境の整備に力を入れてまいりました。さらに、地元高校の存続に対しても支援をしてまいりました。

次に3点目、「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」については、これまで地域の発展のために貢献されてこられた高齢者の方々が、住みなれた地域で心身ともに健康で安心した生活が送れるよう、介護、保健、医療、福祉の充実を図ってまいりました。今後、

高齢者人口がさらに増加し、介護保険認定者及び受給者が大きく増加することが見込まれますので、介護予防を含めた介護保険の総合事業等において関係機関との連携を強化した健康指導、介護支援事業を推進しております。

しかし、現状に決して満足することなく、この町に住んでよかった、あの町に住んでみたいと思っただけのような町にしていきたいと考えておりますので、そのためにはともに働く職員とともに住民の目線に立ち、常に事業の検証を行いながら、住民の福祉の向上と住民サービスの充実に向け、目的意識を持って町政に当たっていく所存でおります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目の「働く喜びを実感できる町に」、この公約に対して一生懸命取り組んでいるというところでございますが、これからどのような施策を新たに考えているかをご質問します。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 「働く喜びを実感できる町に」でございます。当然企業誘致とかに関しまして、企業立地促進奨励金とかいろんな施策は続けておりますが、この地域でとれる農産物、これを付加価値をつけて売るといったような6次産業化、そちらのほうにもしっかりと力を入れてまいりたい。私は雇用の原点は自分の仕事をつくることにあると考えております。自分の仕事をつくり、家族に手伝っていただき、地域の方に手伝っていただき、そして一つの企業になる、これが私は雇用の原点だと思っておりますので、そちらのほうにも力を入れていきたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 「働く喜びを実感できる町に」、これは町民一人一人が期待をしているということで、一人一人が実感できるようなしっかりとした取り組みを今後ともお願いしたいと思います。

次に、2点目の「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、子供は先ほど町長も言われましたけれども、町の宝ですと。私も未来の宝であると思っております。元気で明るい笑顔あふれる子供に成長するために一つ提案がございます。元気で明るい笑顔で挨拶する運動を町全体として取り組んでいければなど、こう思っておりますので、町長その考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 挨拶は本当に自分の心が明るいということを手に見せる大切なことだと思っております。子供たちが小さいうちは挨拶したんだけど、小学校へ入って高学年になると恥ずかしさとかそういうことでなくなってしまうと、いろんなことがあると思います。でも、通学途中に大きな声でこんにちはとか、おはようとか、おはようございますと言われますと、我々大人も非常に気持ちがいい、こういう記憶がございます。そして、子供たちの挨拶、これは学校だけの指導ではなく家庭内でもしっかりと親御さんに指導はしていただきたいと思っています。

それと同時に、大人同士の挨拶、これも大事なことだと思っています。特に町役場、庁舎に来られた方々に職員のほうから元気な声でおはようございます、あるいは迷っている方がいれば何かご用でしょうかとか声かけ、これは非常に大事なことだと思しますので、まずは役場内からそういう習慣をつけてまいりたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 町の職員からという話がありました。挨拶は一日の始まりであり、また一日の終わりであると。お子さんに対しては、やっぱり挨拶が健康のバロメーターと言われておりますので、できれば町全体でこの運動を取り組んでいただいて、しっかりと町を明るく元気にしていきたいなと思います。これについて考えがあればよろしくお願いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 同感であります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） しっかり挨拶運動も取り組んでいていただきたいと思います。

次に、3点目の「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」、今、人生100年時代が到来すると言われております。この施策について考えることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 人生100年じゃないですか。日本人の平均寿命が延びて、近い将来人生100年時代が来るんじゃないか、こんなふうに言われております。今後このような長寿社会に向けて、長くなった人生を全うするためには、一番は健康問題であると、このように思

っています。特に健康を維持し増進することが人生の高齢期においては不可欠なもの、大事なことだと思っております。健康寿命と平均寿命とよく言われますけれども、健康寿命を1年でも1日でも長くするような、そんな施策に取り組んでまいりたいと思っております。

予防介護そちらのほうにもしっかり力を入れ、そのためにはお年寄り同士で見守る、あるいは地域の若い方のご理解もいただきながらいろんな健康教室をやっていくとか、そういう施策に取り組んでいただきたい。それと、元気なうちはしっかりと仕事してほしい、こんなふうに思っています。よく農家の方は家業でありますから、70、80になっても田んぼの草刈りとか稲刈りとかやってらっしゃる方がいます。できる限り体の動く限り、肉体労働ばかりじゃないと思うんですけども、自分が生きている実感を感じてもらえるような、そんな人生を送ってもらえるような施策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 2040年には高齢者が最高潮になる統計があります。また、高齢者の平均寿命が現在よりも約3歳延びると言われております。当町では高齢者が約36%です。現在3人に1人が高齢者でございます。高齢者が安全で安心な生活ができるような、今後とも取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、これに対しての施策があればご答弁お願ひします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどの答弁ともかぶりますけれども、高齢化率が36%、年間1%以上伸びています。そういう時代でありますので、そんな中で高齢者が安全で安心な生活ができるようにしていかなければならない、本当に議員おっしゃるとおりだと思ひます。

高齢者が健康で、そして本当に生きていることを感じられる有意義な老後を送れるようにするためには、まず家庭内はもちろんでございますが、ご近所との交流とか、それから同じ趣味を持っている人との交流、それとお年寄りにはいつも敬老会のときに挨拶で申し上げるんですけども、皆さん方には本当に豊富な経験と知恵がある、それをまちづくりに生かしてほしいということをおもひます。まさにそのとおり、今まで培ってこられた経験、あるいは知識を子供たちの教育の場で披露していただいたり、地域で披露していただいたり、あるいは国際交流の中で外国人に披露していただいたりと、いろんな場面で自分の役割分担といいますか、そういうものが感じられる、そんなふうにしていけたら、そういう施策を一つの課ばかりじゃなくて各課連携して、オール那珂川でそういうことを町民の皆

さんとともに考えていきたい、このように思っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 高齢者の方は町の財産であるということでしょうけれども、本当に高齢者の方が安心・安全で生活できるようによろしくお願ひしたいと思います。

また、この3本柱について、これから町長がこれをまた3本柱としていくのかいかないのか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 当然私は最初の公約の3本柱、これはもう基本でまいます。そして、2期目に入っています。その中で、一昨年に策定いたしました那珂川町人口ビジョン、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に沿った各種施策を役場の職員、あるいは住民の方々のご意見、議会の方々のご意見を伺ひながら、人とのつながり、そして相手を思いやる、町の全ての町民がですよ、そして地域のつながりを大切にできるまちづくり、こんなまちづくりをしてまいたいと思いますので、ご理解、ご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 今後ともこの3本柱でいくということで、強いこもった決意をしていただいております。

以上で、第1項目の質問を終わります。

第2項目、健康促進の施策について。

超高齢化社会の中で、健康促進が大きな話題となっている。そこで、健康と予防について細目3点について伺ひます。

1点目、健康診断は必要不可欠であるため検査項目をふやす考えはあるか伺ひます。

2点目、健康寿命を延ばす取り組みについて伺ひます。

3点目、三大疾病予防のためにどのような取り組みをしているかお伺ひします。

以上3点について伺ひます。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 健康促進施策についてのご質問についてお答えします。

まず1点目、健康診断の検査項目をふやす考えについてですが、町で実施しています健康診断は、法律的に健康増進部門と国保部門とに分かれているため、健康福祉課、住民課と連

携を十分図りながら行っております。

健康診断には集団健診と個別健診、また人間ドック、脳ドックがあり、検査項目もそれぞれ異なります。健康増進部門での検査項目は、健康増進法で定められているがん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、基本健診になっています。がん検診は胃がんを初めとする5種類、また基本健診は血圧検査、コレステロールなどの脂質検査、血糖検査、肝機能検査など、21項目にわたり検査をしています。項目の内容については、いずれも厚生労働省からの省令及び実施のための指針等により示されている内容を健診機関に委託し実施しております。今後も国から示されている項目を基本とし、若干のオプションは考えますが、関係機関と協議し実施していく予定であります。

次に2点目、健康寿命を延ばす取り組みについてですが、国で示す健康日本21計画及びとちぎ健康21プランに記載されている中には取り組みのための4つの基本方針が掲げてあります。1つ目は、生活習慣病の発症予防と重症化の予防、2つ目は、子供の時期から始まり高齢者まで、ライフステージに応じた心身機能の維持向上につながる取り組み、3つ目は、健康を支え守るための企業や民間団体などが取り組む社会環境の整備、4つ目は、栄養、食生活、運動、口腔の健康などに関する生活習慣等の改善です。その基本方針に沿って町は、健康なかがわ21計画を策定し取り組んでおりますが、町としましても生活習慣病の発症予防と重症化を防ぐことが最優先課題となっております。

また、生活習慣は子供の時期から身につけることが重要であるため、健康なかがわ21計画では、乳幼児期、学童思春期、青壮年期、高齢期のライフステージに合わせ目標を掲げているところです。その取り組みは多岐にわたりますので、主に青壮年、高齢期に行っているものを申し上げます。

町民の方が健康で元気に生活していけるよう、生活習慣病の早期発見、改善、治療を目的に、各種健康診断の実施と結果に基づく個別の特定保健指導を年間を通して実施しております。特に、生活習慣改善の保健指導には力を入れておりまして、対象となった方には運動指導士、管理栄養士、保健師の専門職により具体的な改善内容について指導を受けていただいています。また、健診を受診した方の問診から統計をとった結果、運動習慣がない方の割合が全国、県平均よりも高いことから、継続して運動習慣を身につけてもらえるよう教室を開催しています。

さらに、現在ケーブルテレビで放映しておりますが、健康増進係の専門職による「なちがちゃん体操簡単ストレッチ編」の番組を独自制作いたしました。貸し出し用のDVDも作成し

ておりますので、生活習慣の改善に利用していただけるよう普及を図ってまいりたいと考えております。また、高齢者の方には介護予防事業として運動を中心とした各地区での教室やサロンを実施し、健康で住みなれた地域で長く生活できるよう支援しています。

次に3点目、三大疾病予防の取り組みについてですが、がん、心臓病、脳血管疾患ともに生活習慣から起因するものであると言われておりますので、予防の取り組みは2点目の取り組みと同様、定期的に検診でご自身の健康をチェックし、疾病が疑われる場合は早期治療と生活習慣の改善を実施していただいています。特に、栄養・食生活、運動・身体活動、休養、心の健康、歯の健康、喫煙・飲酒対策の5項目を重点に、広報紙やケーブルテレビなどによる普及啓発、相談会、教室などに取り組んでいます。今後も多くの方に利用していただけるよう、さらに取り組んでまいります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 1点目の何科目かに分かれている健康診断が行われているということ
を理解しましたけれども、この各健康診断の受診者、全体の何%ぐらいあるかお伺いしたい
と思います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 町の受診率で申し上げますと、公表された統計で直近のものが平成28年度分ですので、その数字と、参考に県内の順位もあわせて申し上げます。胃がん検診23.9%で25市町のうち13位。肺がん検診34.1%で12位。大腸がん検診33.6%で11位。子宮頸がん検診36.2%で9位。乳がん検診44.7%で8位です。また、特定健診は直近の平成28年度の統計で申し上げますと36.4%で14位となっております。順位は出ておりませんが、前立腺がんは14.5%となっております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 健康第一ということで健康診断の受診率をふやすために、これからどんな努力をしていくか、あればお伺いしたいです。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 受診率をふやす取り組みなんですけど、主なものを申し上げますと、健康診断の申し込みに当たり、毎年申し込みと一緒に健診の目的や健診項目の説明、年間の日程、それから申し込み方法を記載した「家庭用保存版 那珂川町健康診査等の

ご案内」という町オリジナルの冊子を同封しております。健診に対しての相談や疑問などを気軽にお問い合わせいただけるよう、わかりやすく工夫した内容にしておりまして、受診の勧奨を行っています。

また、広報なかがわには健診の申し込みが始まる時期、申し込み締め切り前、健診期間中においても、再三受診の呼びかけの掲載をしています。

さらに、平成21年度から国指針に基づきまして、子宮がんと乳がん検診については、特定の年齢の方が無料で受診できる無料クーポン券を配布し受診していただくようにしております。

また、昨年度より全種類の健診の申し込みがない方には、対象者ごとに目にとめてもらえるよう色分けした個別はがきをお出ししておりまして、受診勧奨を行っており、町民の方々の受診に向けてさまざまな工夫をしながら取り組んでおります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 健康診断、重要なこれからの課題になります。受診率をしっかりと上げていただいて、健康第一でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、集団健診の際の男性の個人負担の項目と金額なんですけれども、胃がんが1,000円でした。大腸がんが400円、肺がんが300円、肝炎ウイルスB型、C型で600円、前立腺がんが400円、合計で男性が2,700円になっております。女性では胃がん、大腸がん、肺がん、肝炎ウイルス、これまでは男性と同じでございますが、子宮頸がん1,000円、乳がん1,200円、骨粗鬆症500円、合計で5,000円の負担になります。夫婦でいいますと、合わせると7,700円なんです。非常に負担が大きい。そこで、この個人負担を少なくする考えはあるかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） がん検診の個人負担料金なんですけど、全料金の約2割程度をご負担いただいているところです。町の負担が男性の場合は1人当たり9,633円、女性は1万9,960円となっております。町が負担をさせていただいております。基本健診については、1人当たり7,020円なんですけど、全額町が負担をしております。

今後、健診機関の検査単価の値上げや消費税に伴う値上がりがあるかと思われまので、ご負担いただく料金はむしろ上がる可能性が高いかと推測しますが、今のところは現状のままでいく予定でおります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 健康診査といたしますか、早期発見、早期治療ということで、健康は先ほど自分で守るものだと言われましたけれども、健診が一番町民にとっても何というんですか、病を理解できる一つの判断でございますので、これからも個人負担が少なくなるような努力を町全体でしていただければと思います。早期発見、早期治療で、全体の医療費も減額になるというような私も感じを受けますので、それらと一緒に考えていただいて、できれば一つ一つの項目が少なくなるような努力をお願いしたいと思います。

次に2点目なんですが、現在の健康寿命は男性が約72歳、女性が約74歳と、また平均年齢が男性が81歳、女性が87歳であります。健康寿命と平均寿命の差が男性では9歳、女性においては13歳と、この格差をいかになくすかがこれからの医療の課題だとなると思います。何かそれについての施策があればお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 健康格差を少なくするための施策ですが、健康寿命は健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指しますが、那珂川町における健康寿命と平均寿命の年齢の差なんですけれども、最新データで申しますと、男性では約2歳、女性では約4歳になっております。この年齢差が拡大すれば、医療費や介護給付費用が増大すると懸念されておりますので、国・県の指針に沿った内容で生活習慣病の予防、介護予防事業を積極的に実施し、自立した生活が長く送れるよう、先ほど答弁しました取り組みを今後行ってまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に3点目、がん、心筋梗塞、脳卒中、この中でもがんが2人に1人という病でございます。この三大疾病、早期発見、早期治療が一番だと思います。健康診断、先ほども言いましたけれども、しっかりと取り組んでいただいて、この三大疾病も先ほどのるるの働きがけをしているということでございますけれども、今後ともしっかりと取り組んでいただきたい、こう思います。何かあれば一言。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 定期的な受診、それから受診した後の早期治療、また生活

習慣の改善等が重要になってくるかと思えます。自分の健康は自分で守るというスローガンに基づきまして、町民の方の疾病予防、健康づくりのサポートを今後とも積極的にしてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 自分の健康は自分で守る、これが基本ですけれども、町の働きかけがないとなかなか町民の方は受診受けられないと思えますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと、こう思います。

以上で2項目の質問を終わります。

第3項目、道路の整備について。

当町には国道が3路線、県道が10路線、町道が416路線あるが、整備がおこなわれている状況であります。生活を支える道路は重要であり、道路整備状況について細目6点について伺います。

1点目、国道461号の大山田下郷のいわゆる「カヤの木下」、危険箇所の解消をどう考えているのか伺います。

2点目、国道293号矢又集会所付近の歩道の整備をどう考えているのか伺います。

3点目、国道294号小川吉田地区の歩道整備をどう考えているのか伺います。

4点目、国道293号と町道一渡戸大鳥線との交差点の交通事故が多発しておりますが、事故対策をどう考えているのか伺います。

5点目、町道東西線コメリ付近の道路表層が悪く、亀割状態になっているが、修繕する考えはあるか伺います。

6点目、町道和見立野線の羽黒山神社先カーブで幅員が狭く暗い。改修する考えはあるか伺います。

以上6点について伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 道路整備についてのご質問にお答えします。

まず1点目、国道461号の大山田下郷地区、通称「カヤの木下」の危険箇所の解消についてですが、国道461号の道路管理者は栃木県であります。この区間は幅員が狭く、見通しが悪いなどにより、自動車などの通行が危険であることは認識しております。所管する栃木県烏山土木事務所によると、現在大山田上郷地区駒入橋の拡幅改良工事を行っており、平成30

年度中に完成すると聞いております。町では以前から国道461号整備促進期成同盟会において整備要望を行っており、今後も要望を続けていく予定です。

次に2点目、国道293号矢又地区集会所付近の歩道整備についてですが、国道293号の道路管理者も栃木県であります。まだ事業化はされておりませんが、国道293号整備促進期成同盟会においてこの区間の整備を要望しており、今後も期成同盟会などを通じ要望を続けていく予定です。

次に3点目、国道294号小川吉田地区の歩道整備についてですが、こちらも道路管理者は栃木県であります。この区間は国道293号と交差し、市街地に近く交通量が多いにもかかわらず、歩道が未整備であることは町でも認識しております。栃木県においても、国道293号に接続している小川南バイパスとの連携を図るべく吉田工区として用地交渉などを進めたいと聞いております。町においても、国道294号建設期成同盟会など折に触れて粘り強く要望してまいります。

次に4点目、国道293号と町道一渡戸大鳥線との交差点の事故対策についてですが、現在町道一渡戸大鳥線の改良計画は、馬頭高校下の交差点までとなっております。議員ご指摘の区間については、路面標示、看板などで注意喚起を行い、事故が発生しないよう検討してまいります。

次に5点目、町道東西線コメリ付近の道路改修についてですが、本路線は国道293号のバイパス開通により平成13年度に国道から町道へ移管されました。バイパス開通後も依然として大型車を含む車両交通が多いことから、舗装の損傷があり、局所的な補修により対応してまいりました。平成29年度に、小川第3区長より町道車庫線との交差点付近から、町道下西線との交差点付近までの舗装改修についての要望書が提出されており、現地調査を踏まえて、本年度から議員ご質問の箇所を含む区間について舗装修繕を順次実施する予定としております。

次に6点目、町道和見立野線の和見地内、羽黒山神社先道路改修についてですが、ご質問の箇所については、幅員を広げる計画は現在のところございません。路面標示、看板などで注意喚起を行い、事故が発生しないよう検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目の国道461号、国道に昇格してから整備がおくれにおくれしております。地元からも

再三の要望があります。町としても県・国に要望していると思いますけれども、本当に危険なところがございます。早期な改修整備を強く要望していただきたいと、こう思います。その点どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先ほども申し上げましたとおり、道路管理者は栃木県でありますので、今後も国道461号整備促進期成同盟会や、機会あるごとに国・県に対して要望を行っていきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 強く要望を求めます。

2点目、国道293号の矢又集会所付近、Sカーブで非常に危険なところがあります。歩道がないために、高齢者、弱者が通行できない状況です。一日も早く改良整備をお願いしたい、強く要望します。これについてもよろしく申し上げます。一言申し上げます。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 同じ答弁になりますが、こちらも国道293号整備促進期成同盟会などを通じ、今後も整備要望を継続して続けていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 3点目、同じ質問で申しわけないんですけども、国道294、吉田地区も幅員が本当に狭い、高齢者、弱者が危険な状況にあります。早急な歩道整備の力強い要望をお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） こちらも道路管理者は先ほど申しましたとおり栃木県となりますので、同じく国道294号建設期成同盟会などを通じて、粘り強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） しっかりと要望よろしく願いいたします。

4点目、国道293号馬頭バイパス開通してから、その交差点での事故が何件あったか伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 開通から現在までの事故件数についての資料はございません。資料のある平成28年1月から今年8月末まででは、物損事故4件と聞いております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 実は、昨日の夕方もそこで事故がございました。ですから、開通から13年、四、五年たっていると思いますが、私の記憶のところではかなりの大きい件数だと思います。ただ、警察が入っての事故で、互いで話し合いで終わったという事故もございます。あそこの事故はかなり心配でございますので、これから本当に大変だと思いますけれども、私のほうから提案が4つほどありますので、ちょっとそれを申し上げたいと思います。

1つに、まず信号設置の要望でございます。どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） この交差点から見まして、国道293号馬頭バイパス東側、約100メートルの場所で、バイパスと接しております町道古館田町線との交差点に信号機が設置されております。これは馬頭高校下になりますが、信号機設置の判断は、交通管理者、つまりは警察が判断することになります。設置基準もあろうかと思っておりますので、今後地元要望などを踏まえ、関係機関とも協議して設置要望について検討してまいりたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） しっかりと要望していただいて、死亡事故のないようによろしくお願いいたします。

2つ目の提案ですが、その交差点から西側のほうに町道栃平線があります。その改良工事をして、車両の通行、今現在の道路とそちらのほうに振り分けたら少しは交通事故が減るのかなと思います。どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 事故対策の一つとしましては効果が見込めるかを検証することが第一と考えます。現在のところ町道栃平線の改良計画はありません。今後、交通の状況や車の流れなどを考慮し、道路網整備計画策定の中で検証していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 町道栃平線については検証していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3つ目の提案ですが、町道一渡戸大鳥線と町道古館田町線の交差点から町道一渡戸線と国道293号バイパス交差点までの区間を健武側より侵入して一方通行にしたらどうか。この考へはどうでしょうか。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 信号と同じく、一方通行というものは交通規制となります。交通規制については、やはり交通管理者である警察が行うものであり、またこの区間には住居等もありますので、地域住民の十分な理解を得てからの対応が必要と考えております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) これはやっぱり警察との打ち合わせは必要だということを知認しておりますけれども、しっかりとこの辺も検討していただきたいなど、こう思っております。

最後の案ではございますが、町道一渡戸大鳥線と前山方面から向かって国道293号馬頭バイパス交差点の左側法面及び健武方面から向かって馬頭バイパスとの交差点からバイパス右方向にある地山の法面、これをカットして、左右見通しがよくなるような改善をしたらどうか。これについてはどう思ひますか。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 既に国道と一渡戸大鳥線の交差点の形はできておまして、その2つの、今、議員ご指摘の場所については、個人の地権者がおられるということで、バイパスの切り残しの地山については、管理者である栃木県とも調整が必要となりますので、事故防止に効果があるかを念頭に置きまして、関係機関と調整、協議等を行ってまいりたいと思ひます。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 今まで4点提案しましたがけれども、なぜこんなに提案しなくちゃいけないのかということなんです。ここが交通事故が多過ぎると、今までも道路標示とか安全のための看板とか立っておりますけれども、いまだに交通事故が多発しているということがありますので、ぜひともこの辺、真剣に町として取り組んでいただきたいと、こう思ひます。
次に、5点目に入ります。

町道東西線の舗装改修については、地元からも強い要望があります。継続して実施し、早期完了の考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先ほどもお答えいたしました。本年度より計画的、継続的に改修工事を行い、早期完了を目指したいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） しっかりと、早く完了できるようよろしくお願いします。

最後です。6点目、町道と見立野線の羽黒山北側、県道那須黒羽茂木線から町道大山田立野線までの町道約2,200メートルについて、見通しが悪く危険な箇所があり、場所によっては狭くて車両のすれ違いもできない困難な状況です。我がながわ「元気」ビジョンの中に、道路の整備計画があります。その中で位置づけて和見立野線の道路を整備する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） どの町道をとりましたが、地元にとっては重要な施設であることは認識しております。町道と見立野線については、全体区間が3,348.42メートルのうち、町道大山田立野線から県道大山田下郷小砂線までの約1,100メートルを、全幅員5メートルとして今年度完了を目指し事業を進めております。議員ご指摘の区間を含む約2,200メートルについては、平成22年度に舗装打ちかえ工事を行いました。今のところ拡幅改良などの計画はございません。

第2次那珂川町総合振興計画ながわ「元気」ビジョンは、大綱としての計画ですので、今後改良工事などの必要性の可否を実施計画等で検討してまいりたいと考えております。実施となれば、皆様の貴重な土地や物件を道路用地として提供いただくこととなりますので、その際にご協力をお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 和見立野線、本当に狭くて危険なところでございますので、実施計画を立てていただいて、しっかりと整備をお願いしたいと思います。

以上で公明党大金 清の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問が終わりました。

◎諸般の報告の追加

○議長（小川洋一君） ここで、さきにお伝えしました日程第3、諸般の報告であります。

陳情の取り扱いについて、報告を追加させていただきます。

今期定例会前の所定の日までに提出があり受理した陳情は、お手元に配付した陳情等文書表のとおり陳情が3件であります。

受理番号1、難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情、2番、患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情及び3番、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、これら3件の陳情につきましては、去る8月28日議会運営委員会に諮り、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしましたので、追加でご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時36分